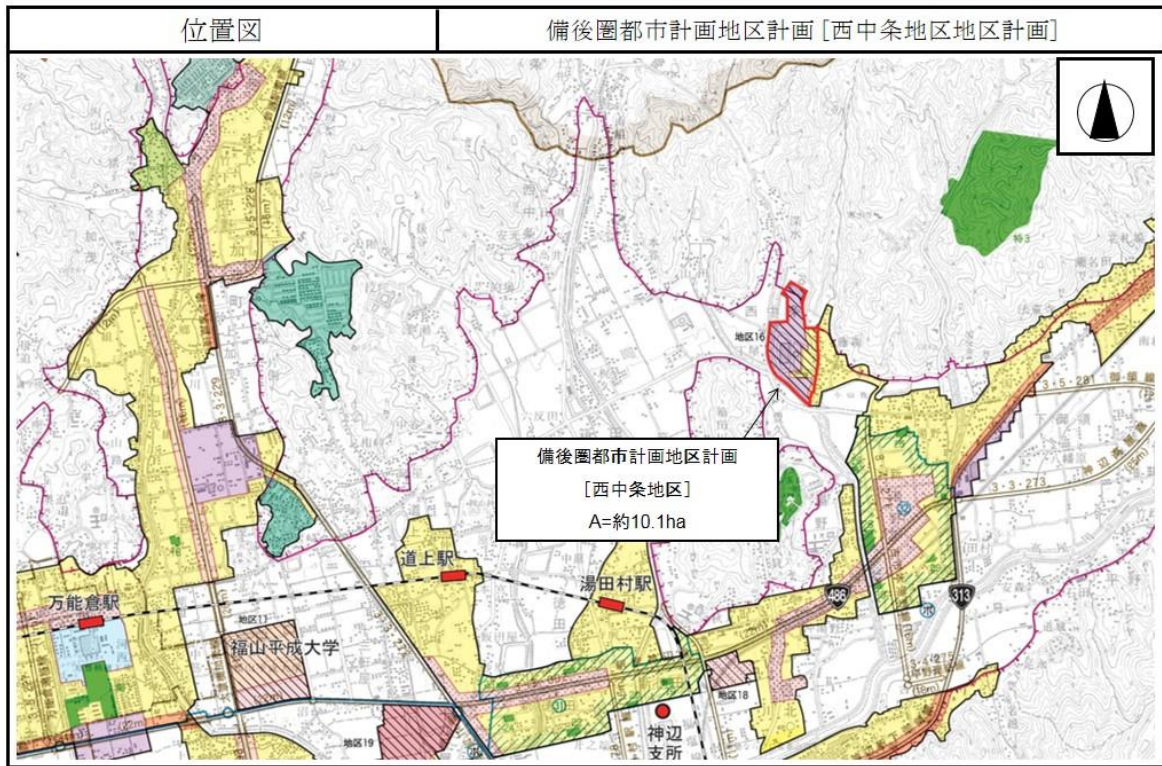


16. 西中条地区地区計画

名 称		西中条地区地区計画		
位 置		福山市神辺町大字西中条地内		
面 積		約10.1ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、本市神辺町のほぼ中央に位置し、県道下御領新市線に面した開発地であり、旧神辺町の「21世紀への道・神辺町の発展課題」で工業適地として位置付けられている。</p> <p>しかし、当地区にはすでに住居系の土地利用がなされている部分がある。</p> <p>そこで、地区施設を適正に配置し、建築物の用途を規制することにより、良好な環境の形成を図り、住宅と工場の共存する地区とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>当地区を工業街区と住居街区とに分離し、工業街区は近隣住宅への影響を配慮し、住居街区は住宅地としての立地を図り、お互いに良好な地区環境を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	<p>幅員6メートルから10メートルの区画道路、公園並びに緑地を適正に配置し、整備する。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>1 工業街区については、近隣住宅への環境の保全を担保する考えから建築物の用途の制限を行う。</p> <p>2 住居街区については、建築物の用途の制限を行い、近隣住宅との調和を図る。</p>		
地区整備計画	地区の名称		西中条地区	
	地区整備計画を定める地区		計画区域図表示のとおり	
	地区整備計画の区域面積		約10.1ha	
	地区施設の配置及び規模	道 路	区画道路（幅員6m～10m）は計画区域図表示のとおり	
		公 園	公園1ヶ所（約2,500㎡）は計画区域図表示のとおり	
		緑 地	緑地（約1,200㎡）は計画区域図表示のとおり	
	建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	工業街区
面 積			約7.9ha	約2.2ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（を）項第2号から第6号及び（わ）項第2号から第8号までに掲げる建築物</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第2号から第8号までに掲げる建築物</p>	

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

■位置図



■計画図(地区計画区域及び地区整備計画区域)

